

「平成30年産からの米政策見直し」に関する提案

平成29年7月6日
全国稲作経営者会議
会長 大越一雄

全国稲作経営者会議は、「自立した経営」を目的とし、時代の変化とともに手段を変え、「経営の安定」に努めてきた。

そのような中、平成30年産からの国による生産調整の見直しを控え、経営戦略の再構築が求められている。

われわれが、地域を守る担い手として、中長期的に経営戦略を描くことを可能とし、次代に渡り「自立した経営」を続けるため、下記の提案事項の実現を望む。

記

1. 平成30年産からの米政策見直し

(1) 「米の直接支払い交付金」財源の使途

平成30年産から廃止される「米の直接支払い交付金」の財源相当額は、引き続き水田農業に取り組む農業者のための予算として措置すること。

(2) 「水田活用の直接支払い交付金」の維持

中長期的な経営戦略を構築するため、「水田活用の直接支払い交付金」を維持するとともに、政策や交付金を変更する場合は、遅くとも3年前には内容を周知すること。

(3) 需要に応じた米生産に向けた対策

加工用米等、主食用以外米の生産を拡大するため、一定数量以上・一定期間以上の新規需要を確保した場合に対するインセンティブを設けること。また、供給が不足している業務用米について、実需者と複数年契約した場合のインセンティブを設けること。

(4) 食料自給率の向上に向けた飼料等の増産・生産対策

「水田活用の直接支払い交付金」における飼料用米・飼料作物助成の交付単価について、増収・品質向上を促す観点によるインセンティブを導入すること。

特に、労働生産性の高さが注目されている「子実用トウモロコシ」について、多収品種・技術の開発と普及に取り組むとともに、畜産現場での活用に向けて施設整備を進めること。

また、食料自給率向上の観点からも、産地交付金において二毛作、耕畜連携の取り組みが、一層進む仕組みとすること。

2. 農地の集積・集積に向けた施策

(1) 機構集積協力金による団地化の支援

機構集積協力金については、担い手が利用する農地面積の増加だけでなく、担い手の農地利用の団地化についても交付金を措置すること。

(2) 担い手間の利用権交換と大区画化の推進

コスト削減のためには、農地の団地化や大区画化が重要であり、農業経営者間での利用権の交換による農地利用の団地化を推進する支援対策を措置すること。また、大区画化のための畦畔除去を支援する「農業基盤整備促進事業」、
「農地耕作条件改善事業」の予算を十分に確保すること。

(3) 農地の基盤整備の促進

農作業の効率化や生産コストの低減のため、農地の大区画化・汎用化、パイプライン化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備などを着実に進めること。

3. コスト低減に向けた生産資材の規制緩和・最新技術の開発

(1) 生産資材等の規制緩和

生産資材についてはこれまでも自らの努力でコスト低減を図ってきているが、業界の慣行や各種規制など、自助努力だけでは、解決できない部分がある。農薬については、ジェネリック農薬の早期製品化を進め、価格低減対策を講じること。農業機械については、排ガス規制対応の農業機械の価格低減対策を早急に講じること。また、ドローンの自動運転による圃場の空撮・農薬散布・肥料散布の実現に向けた各種規制を緩和すること。

(2) 最新技術の開発

機械の自動運転技術、畦畔の草刈ロボット、水管理の自動化技術の開発にあたっては、農業者が現実に購入可能な水準の価格となるよう配慮をすること。

4. 自助努力で対応が困難な問題への対策

(1) 地域住民の理解向上と営農環境の整備

農村が都市化してきた地域では、農村の慣習が崩れ、農道の使用などで地域住民との意見の相違が起これ、これまでの慣行による営農の継続が難しくなっている。

国は「営農を継続することが地域の農地を守り、畦畔の草刈りや農業水利施設を管理することが地域の環境保全に貢献していること」を国民に向けて発信し、農業への理解を深めること。また、我々大規模稲作経営者が、非農家が増加する農村社会の中で、将来に渡って安定的に農業生産が継続できる環境を整備すること。

(2) 人為的な環境変化に伴う対応

人間がもたらした環境変化などによって発生し、自助努力で解決できないジャンボタニシ被害・鳥獣被害等について、国が責任を持って対応すること。

5. 輸出の拡大

農産物の輸出拡大に向け、輸出先国における輸入規制などの撤廃・緩和を早急に行うとともに、輸出に向けた加工等施設の導入に対する支援を行うこと。また、農産物の輸出による農業者の利益が最大化するよう、現地の物流や取引事務が円滑に行われるための情報の提供や支援措置を早急に講じること。

6. 国産農産物の需要拡大

国産農産物を購入する消費者に対してポイント制度を導入するなど、国産農産物の購入メリットのある仕組みを検討すること。また、米の需要拡大、食育の観点から、米飯給食の積極的な導入を省庁横断的に取り組むこと。

7. 経営管理能力の向上

平成31年産から導入される収入保険の加入は青色申告が要件となったが、今後農業者のさらなる経営管理能力の向上を図る観点から、今後の施策対象は青色申告を要件とすることを検討すること。

以上